

貝塚南高校のみなさんへ

1. 学校生活について

- ① 【学校連絡】欠席・遅刻をする場合は、必ず学校へ連絡してください。
Classi もしくは 072-432-2004 (朝は8:00以降)
- ② 【早退】早退が必要な場合は、必ず担任に報告し、許可証を発行してもらってください。無断早退は別途指導になるので注意してください。
- ③ 【学校遅刻】朝の SHR の開始時間(8:40)に遅刻した場合は「学校遅刻入室許可証」が必要です。職員室で必要事項を記入し、授業担当の先生に許可証を渡して教室に入室してください。
- ④ 【授業遅刻】授業の開始時間(チャイムの鳴り始め以降)に入室した場合は、「授業遅刻入室許可証」が必要です。学校遅刻と同様の手続きをしてください。

【遅刻指導】

- ① 各期間中に 5 回以上の学校遅刻をした時点で遅刻指導の対象となります。
- ② 5 回以上の授業遅刻も指導の対象となります。
- ③ 下記は今年度の集計期間です。

学校・授業遅刻集計期間		
第1期	始業式	～ 5月15日(木)
第2期	5月23日(金)	～ 6月26日(木)
第3期	7月4日(金)	～ 10月14日(火)
第4期	10月22日(水)	～ 12月1日(月)
第5期	12月9日(火)	～ 2月12日(木)

※3年生の第5期は1月23日(金)まで

【中抜け指導】

- ① 正当な理由なく20分を超える退出があった場合は、中抜け指導の対象となります。
- ② 担任に許可を得ず早退した場合は、無断早退の指導の対象となります。

2. 服装について

- ① 始業式、終業式の式典は正装(ブレザー・白シャツ・ネクタイ・リボン)で参加してください。
- ② スカートのウエスト部分を折って着用したり、腰より上の位置で着用したりしてはいけません。またスカートを改造・変型した場合は年度末までの預かり指導となります。
- ③ カッターシャツの裾をスラックス・スカートの中に入れて着用してください。夏季には、スラックスの裾を折って着用してはいけません。
- ④ 冬季に防寒着を着用する場合は、必ずブレザーの上から着用してください。防寒着としてブレザーの中にスウェット等の学校指定外の衣服を着用してはいけません。
- ⑤ 社会人としてふさわしい服装をしてください。学校指定外の衣服を着用してはいけません。

3. 装飾品について

- ① ピアス・帽子・ネックレス・指輪・ブレスレット・数珠などの装飾品を着用してはいけません。朝の SHR 以降に着用していた場合は指導の対象となります。
- ② ネイル(つけ爪、マニキュアなど)も指導の対象となります。

4. 頭髪について

染色・脱色・パーマ・エクステなどは指導の対象となります。

5. 持ち物等(貴重品)の自己管理について

持ち物には必ず記名し、自分で管理してください。多額の現金や貴重品は持ってこないことが基本ですが、やむを得ず持参した場合は担任に預けるなどの対応をお願いします。また下足ロッカーと自転車は必ず施錠してください。

6. 携帯電話・タブレット端末について

授業中に着信音が鳴った場合、もしくは使用していた場合は指導の対象となります。電源とアラームを切り、カバンに入れておいてください。特に考査中に発生した場合は特別指導の対象となります。また使用していることが確認された場合には不正行為とみなされることもあります。

7. 授業妨害および指導忌避について

授業中の私語、立ち歩きなどの授業を妨害する行為や授業の進行の妨げとなる行為は授業妨害として、特別指導の対象となります。また教員が注意や指導を複数回行い、生徒がその指導に従わないときは、指導忌避として、特別指導の対象となります。

8. 考査時の不正行為について

- ① 机の中に前時のテスト問題、教科のプリントや教科書・問題集等があった
- ② 教員が机上に落書きやメモ書きなどを確認した
- ③ 腕や手のひらなどの身体の一部に落書きやメモ書きなどを確認した
- ④ 考査中に携帯電話等の電子機器が作動した
- ⑤ 考査中に携帯電話等の電子機器を使用していた

上記の状況が確認された場合、不正行為として指導の対象となることがあります。疑わしい行為も不正行為とみなされることがあるので気をつけてください。

9. 暴言・暴力について

他者への生命に関する発言、脅迫・恐喝に該当する発言、人権侵害に関する発言は、特別指導の対象となります。また他者に対して、胸倉をつかむ、物を投げる、小突くなどの行為は暴力として、特別指導の対象となります。

10. SNS の使用について

LINE、Instagram 等を利用する際は SNS 使用上のマナーを守ること。人権を侵害するような写真の掲載や書き込み、他人を誹謗中傷する内容の投稿は、特別指導の対象となります。

11. 特別指導について

喫煙（同席を含む）、喫煙具所持、飲酒（同席を含む）、器物破損、バイク登校（制服乗車）、迷惑行為等の法律・条令に反するすべての行為は特別指導の対象となります。

12. 通学路について

交通事故や近隣の迷惑にならないように注意してください。自転車の2人乗りや並列走行、歩きスマホ等は危険です。また、本校指定の通学路（右図）を守り、登下校してください。

通学路地図

